

上田市自治会連合会自主防災応援規程

防災については日頃からの備えが大切であり、災害発生時には、被害を最小限に食い止めるとともに連携した救援・復旧活動を行う必要があります。

私たち市民は、豊かな自然や各地域で築かれてきた特色ある歴史・文化に誇りをもち、新市誕生を機会に、このまちを更に住みよいまちに発展させるとともに、それを後世に引き継ぐ自覚の下、防災意識を高め、防災への対応力を高めることが大切です。

現在、各自治会には自主防災組織が設置され、主に各自治会単位で防災活動に努めていますが、災害の規模・状況に応じて隣保共同の精神に基づき隣人愛を持って広域的な防災活動を行うことが求められております。

こうした中で、災害発生時において、行政、消防関係者などと連携を図るとともに「自らの地域は自ら守る」姿勢を基本とし、各自治会を越えてお互いに応援し合えるよう、ここに上田市自治会連合会自主防災応援規程を定めます。

(連絡網の作成)

第1条 自治会連合会会長（以下「会長」という。）は、災害の規模・状況に応じて各自治会会長（自主防災組織の隊長）へ伝達を行い、又は報告を受けるため、上田市自治会連合会連絡網（以下「連絡網」という。）を年度当初に速やかに作成する。

2 会長は、連絡網を活用し、必要に応じて自治会連合会副会長（以下「副会長」という。）、地区連合会会長（以下「地区連会長」という。）を通じて各自治会会長へ被災状況の伝達を行い、又は報告を受ける。

(被災自治会会長の連絡任務)

第2条 災害発生自治会の自治会会長は災害発生状況を確認し、ただちに市（危機管理室、地域振興課）へ報告するとともに会長及び所属の地区連会長へ適宜報告し、必要に応じて会長へ応援要請を行う。また、市及び会長の求めに応じて災害発生状況調査を行う。

(会長の連絡任務)

第3条 会長は、自治会会長から受けた災害発生状況報告を市へ情報提供するとともに必要に応じて、副会長を通じて、又は直接地区連会長へ伝達する。

2 会長は、市から災害状況調査を求められたときは、各地区連会長を通じて取りまとめを行い調査結果を報告する。

(地区連会長の連絡任務)

第4条 各地区連会長は、会長から受けた災害発生状況報告を必要に応じて地区連合会を構成する自治会会長（以下「構成自治会会長」という。）へ伝達する。

2 各地区連会長は、会長から災害状況調査を求められたときは、構成自治会会長へ調査を求め調査結果を報告する。

(各自治会長の連絡任務)

第5条 各自治会長は、地区連会長から受けた災害発生状況報告を必要に応じて各自治会内へ伝達するとともに調査を行い調査結果を報告する。

(応援活動の基本的な考え方)

第6条 二次災害の発生を誘発することがないように安全第一の活動を基本とし、行政及び消防関係者などと連携を密にし、その状況に応じた応援活動を行う。

(応援活動の内容)

第7条 応援活動は、水害時における被災家屋等の「泥出し」、山林火災時における「炊き出し」及び災害などにおける「行方不明者の捜索」等であるが、危険を伴わない範囲の活動とし、その都度、会長が判断し決定する。ただし、会長は必要に応じて副会長、地区連会長（以下「副会長等」という。）と協議し決定する。

(応援自治会の範囲による応援活動体制の種類及び応援発動)

第8条 応援活動体制は、次に示す5種類を基本とする。

- ① 被災自治会に隣接する自治会による応援（以下、「隣接自治会応援」という。）
- ② 被災自治会の属する地区連合会を構成する自治会（地元地区連による応援）（以下、「地区連応援」という。）による応援
- ③ 被災自治会に隣接した地区連による応援（以下、「隣接地区連応援」という。）
- ④ 被災自治会の属する各地域（上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域）の自治会による応援（以下、「地域応援」という。）

なお、上田地域においては、必要に応じて千曲川を境とした被災自治会の属する側の自治会による応援（以下、「右岸又は左岸応援」という。）による対応を経て「地域応援」を行う。

- ⑤ 被災自治会の属する各地域外の地域による応援（以下、「他地域応援」という。）

2 応援活動体制は、災害の規模・状況、市の災害対策本部の設置状況に応じてその都度会長が判断し、応援発動を決定する。ただし、会長は必要に応じて副会長等と協議し決定する。

3 会長は、会長が選出されていない地域で発生した災害の応援発動の決定にあたっては、地域選出の副会長の判断を参考に決定し、必要に応じて第9条の「各自治会の応援者数」等について、当該副会長に委任することができる。なお、当該副会長は、委任事項の対応について、適宜会長へ報告するものとする。

(各自治会の応援者数)

第9条 各応援における応援者数については、災害の規模・状況、市の災害対策本部の設置状況に応じてその都度会長が判断し決定する。ただし、会長は必要に応じて副会長等と協議し決定する。

(事務局の任務)

第10条 事務局は、会長の指示に従いその事務に従事し、市（まちづくり協働課、地域振興課）へ状況報告を行うとともに、市からの情報収集に努め会長へ報告する。

(補則)

第11条 本規程に定めていない事項については、会長がその都度斟酌し、決定する。ただし、会長は必要に応じて副会長等と協議し決定する。

附 則

この規程は、平成19年11月9日から施行する。(ただし、本案は、平成19年8月20日の役員会で承認され同日から暫定施行されてきているものである。)